

生物多様性保全の推進に関する基本協定書

公益社団法人日本植物園協会
環境省自然環境局



公益社団法人日本植物園協会と環境省自然環境局とは、我が国の生物多様性保全を一層推進するため、生物多様性保全の推進に関する基本協定書を締結し、本日から発効することを確認した。

本協定は、絶滅危惧種の生息域外保全等、外来種対策、普及啓発その他の活動について、今後一層の連携が求められている公益社団法人日本植物園協会と環境省自然環境局との協力体制を形作るものであり、今後、両者は、持てる相互の専門的知見、経験、設備等を最大限活用し、連携して生物多様性保全の推進の実現に向け一層まい進していくことを、秋篠宮文仁親王殿下ご臨席のもと、ここに宣言する。

平成27年6月25日

公益社団法人日本植物園協会

環境省

署名

岩科 司

署名

鈴木正規



生物多様性保全の推進に関する基本協定書

令和 4（2022）年 12 月、カナダ・モントリオールにおいて開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、愛知目標に次ぐ新たな世界目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。昆明・モントリオール生物多様性枠組では、2050 年ビジョンとして、愛知目標で掲げられた「自然と共生する世界」が引き続き掲げられるとともに、2030 年ミッションとして、2030 年までに「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性を保全するとともに持続可能な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられた。

また、令和 5（2023）年 3 月には「昆明・モントリオール生物多様性枠組」を踏まえて、「生物多様性国家戦略 2023-2030」が閣議決定され、2030 年ネイチャーポジティブの実現に向けて、5 つの基本戦略に沿った取組を進めていくこととされた。

このうち、基本戦略 1「生態系の健全性の回復」では、その行動目標として、侵略的外来種による負の影響の防止・削減、希少野生動植物種の法令に基づく保護、野生生物の生息・生育状況の改善、遺伝的多様性の保全への考慮等が掲げられた。

絶滅危惧種の保全においては、生息域内保全だけでなく、生息域外保全の推進も重要である。我が国では、生息域外保全の多くの事例において、公益社団法人日本植物園協会及び同協会正会員によって自主的に実施されてきた経緯がある。

特に、平成 21（2009）年 1 月に環境省が策定した「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本方針（以下「生息域外保全基本方針」という。）」では、公益社団法人日本植物園協会は、環境省とともに実施主体として位置付けられており、日本の野生植物種の絶滅を回避するためには、両者がより一層連携して取り組む必要がある。

外来種については、生物多様性国家戦略 2023 - 2030 においても我が国の生物

多様性の危機の1つに挙げられており、環境省では、令和6（2024）年度に「外来種被害防止行動計画 第2版（以下「行動計画」という。）」を農林水産省及び国土交通省とともに策定し、平成26（2014）年度に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト（以下「生態系被害防止外来種リスト」という。）」を農林水産省とともに作成しており（令和7（2025）年度改定予定）、我が国の外来種対策について、各主体の役割を含む具体的な行動の指針等を示している。公益社団法人日本植物園協会には、外来種の適正管理の推進、外来種に関する普及啓発や調査研究、防除手法に対する専門的助言、外来種の同定への協力等の役割が期待されている。

また、公益社団法人日本植物園協会は、平成23（2011）年9月に環境省が設立した「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」に参画し、多様なセクターと連携しながら、我が国の生物多様性を保全し、その重要性を伝えていく取組を進めてきたが、その後継組織である「2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）」にも構成団体として引き続き参画している。

加えて、公益社団法人日本植物園協会では、平成19（2007）年に植物多様性保全委員会を設置し、絶滅危惧種の保全、種の特性を解明する研究及び生物多様性の理解に資する学習支援に重点を置いた取組を推進している。また、「世界植物保全戦略2010-2020」に即した同協会の「植物多様性保全2020年目標」の成果をもとに、生物多様性国家戦略2023-2030をふまえて、2030年までに達成する保全の目標として「植物多様性保全2030年目標」を定め、我が国のすべての野生植物種の生息域外保全と有用植物資源の系統保存の中核として貢献することをミッションとした活動を行っている。さらに、「植物多様性保全拠点園ネットワーク」を発足させ、植物園間のみでなく様々な個人や団体と連携・協働する仕組みを構築し、地域の生物多様性の保全に大きく貢献している。ここでは環境省レッドリストのみならず、地方公共団体が作成したレッドリスト掲載種の保全も推進している。

公益社団法人日本植物園協会（以下「甲」という。）と環境省自然環境局（以下「乙」という。）では、絶滅危惧種の保全及び外来種対策等に係る取組の推進に関して連携を図ることにより、我が国の生物多様性の保全と主流化のより一層の推進に資することを目的とし、次のとおり協定を締結する。

(定義)

第1条 本協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 絶滅危惧種 最新の環境省レッドリストの掲載種のうち、絶滅危惧ⅠA類(CR)、絶滅危惧ⅠB類(EN)及び絶滅危惧Ⅱ類(VU)をいう(本協定において生息域外保全を検討し得る種として野生絶滅(EW)も含む。)
- (2) 生息域外保全 我が国の絶滅のおそれのある野生植物種を、その自然の生育地外において、人間の管理下で保存することをいう(生息域外保全基本方針における語句の定義参照。)
- (3) 外来種 導入(意図的・非意図的を問わず人為的に、過去又は現在の自然分布域外へ移動させることをいう。)によりその自然分布域(その生物が本来有する能力で移動できる範囲により定まる地域をいう。)の外に生育又は生息する生物種(分類学的に異なる集団とされる亜種若しくは変種又はその生物が交雑することにより生じた生物を含む。)

(絶滅危惧種の保全における連携)

第2条 甲及び乙は、「希少野生動植物の保存のための基本方針(平成30年4月13日閣議決定)」、生息域外保全基本方針及び「絶滅のおそれのある野生動植物種の野生復帰に関する基本的な考え方(平成23年3月環境省策定)」に沿って、絶滅危惧種の生息域外保全の取組を連携して実施する。

- 2 甲は、生物多様性国家戦略2023-2030等を踏まえ、絶滅危惧種の保全に積極的に取り組むとともに、甲の正会員における絶滅危惧種の栽培実績等、保全実施状況に係る情報の収集・整備を行い、甲が自ら定める基準に基づいてこれを乙と共有し、活用を図る。また、甲及び乙は、生息域外保全の一環として絶滅危惧種の種子保存に連携して取り組む。
- 3 甲及び乙は、前項の情報を基に栽培下での繁殖技術等の科学的知見が不足している分類群を抽出し、必要に応じて相互にその技術確立に協力する。
- 4 甲は、絶滅危惧種の生息域外保全を実施する際、長期的な展望に立って実施するとともに、将来的な野生復帰を見据え、自生地情報や遺伝情報の整備に努める。乙は、必要に応じて甲の取組に協力する。

- 5 甲及び乙は、絶滅危惧種の保全に資する生物学的特性を解明する研究等を実施する場合、可能な範囲で相互の取組に協力する。
- 6 乙は、甲の協力の下、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）」の国内希少野生動植物種について、環境大臣等の定める保護増殖事業計画に基づく保全の取組を実施しようとする場合には、甲の植物多様性保全委員会を窓口として調整を行い、必要に応じて、当該種の保全に関する協力依頼内容を明記した文書を自然環境局野生生物課希少種保全推進室長名で発出することにより甲に依頼する。当該文書は年度ごとに発出することとする。
- 7 甲は、前項の依頼があった場合には可能な範囲で協力し、甲及び甲の正会員が当該種の保全の取組を実施する際には、その実施する内容について計画を作成し、乙の同意を得て実施するものとする。この場合において甲が実施する取組は、乙の保護増殖事業の一部として取り扱うものとする。
- 8 第6項の場合において、乙は、環境大臣等の定める当該種の保護増殖事業計画に基づく保全の取組に係る実務の調整を、当該種の保護増殖事業を所管する地方環境事務所又は自然環境事務所の野生生物課を窓口として行う。
- 9 第6項の場合において、甲は、環境大臣等の定める当該種の保護増殖事業計画に基づく保全の取組に係る調査研究の実施等について、乙と協議の上、関係する大学及び研究者等との調整を行う。

（外来種対策における連携）

第3条 甲及び乙は、行動計画を踏まえ、外来種対策を連携して実施する。

- 2 甲は、乙に対して、生態系被害防止外来種リストの掲載種の防除手法に対する専門的助言及び当該種に関する調査研究や同定への協力等を必要に応じて行う。

（連絡調整会議）

第4条 甲及び乙は、我が国の生物多様性保全の推進に係る連携を図るため、甲と乙の連絡調整会議（年に1回程度）を開催する。

- 2 甲及び乙は、連絡調整会議において本協定書に記載されている取組に関する

る実施状況報告を行うとともに、必要に応じて取組の円滑な推進を図るための所要の調整を行う。

- 3 甲及び乙は、本協定書に記載されている取組に関する具体的な調整を図るため、必要に応じて関係担当者による会議を開催する。

(生物多様性の主流化、普及啓発及びその他の活動)

第5条 甲及び甲の正会員並びに乙は、生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性が様々な主体に広く認識され、それぞれの行動に反映されることを目指す生物多様性の主流化や、絶滅危惧種の保全及び外来種対策に係る事項の生物多様性保全に資する普及啓発を実施する場合、必要に応じて相互の取組に協力する。

- 2 甲及び乙は、本協定に定めのある事項以外の生物多様性保全に資する活動を行おうとする場合であって、相互に有する専門的知見の活用が有用と認めるときは、可能な範囲で相互の取組に協力する。

(協定の変更)

第6条 本協定に定める事項について変更すべき事情が生じたときは、甲及び乙のいずれからでも当該変更を申し出ることができる。この場合において、甲及び乙は、それぞれ誠意をもって協議に応ずるものとする。

(協定の有効期限等)

第7条 本協定は、その締結日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書により本協定の終了を申し出ない限り継続するものとする。

(その他)

第8条 本協定の実施に関し必要な事項、本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙の協議の上、定めるものとする。

本協定成立の証として、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自で各1通を所持するものとする。

平成27年6月25日

令和7年5月20日一部変更

甲 公益社団法人 日本植物園協会

会 長 西 川 綾 子



乙 環境省自然環境局

局 長 植 田 明 浩

